

平成29年 2月24日

各 位

会 社 名 和光純薬工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小島 伸三

富士フイルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、富士フイルム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を含まないものとし、以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得（後記にて定義します。）の手續が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手續及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手續及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、平成28年12月15日開催の取締役会決議に従い、平成29年2月27日を公開買付開始日として本公開買付けを実施することといたします。

記

1 公開買付者の概要

① 名 称	富士フイルム株式会社
② 所 在 地	東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 助野 健児
④ 事業内容	①イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）の開発、製造及び販売、②インフォメーションソリューション（メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等）の開発、製造及び販売等
⑤ 資 本 金	40,000 百万円（平成 29 年 2 月 24 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	平成 18 年 10 月 2 日
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	富士フイルムホールディングス株式会社 100.00%
⑧ 公開買付者と当社の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 3,170,050 株（所有割合（後記にて定義します。）14.82%）を所有しております。また、当社は、公開買付者の完全親会社である富士フイルムホールディ

	<p>ングス株式会社の株式 39,146 株（富士フイルムホールディングス株式会社の第 121 期第 3 四半期報告書（平成 29 年 2 月 13 日提出）に記載された発行済株式総数（514,625,728 株）から当該四半期報告書に記載された富士フイルムホールディングス株式会社が所有する自己株式数（71,076,500 株）を控除した株式数（443,549,228 株）に対する割合 0.01%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有しております。</p>
人 的 関 係	<p>公開買付者と当社との間には人的関係はありません。</p>
取 引 関 係	<p>公開買付者と当社との間には、公開買付者による当社からの原材料の購入、及び公開買付者による当社への製品等の販売に関する取引があります。</p>
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	<p>公開買付者は、当社の関連当事者に該当しません。</p>

2 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、8,535 円

3 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

今般、当社は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的とした資本提携のため、昭和 35 年に当社株式を引き受け、その後の複数回の増資の引受け等を経て、本日現在、当社株式 3,170,050 株（所有割合（注 1）14.82%）を所有しているとのことです。

公開買付者が平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」により公表しておりましたとおり、公開買付者は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、当社による本自己株式取得（注 2）の完了後に、当社株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、平成 29 年 2 月 27 日を公開買付開始日として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。本公開買付けの実施につき

ましては、本自己株式取得の手続が完了していることのほか、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としていたとのことです。今般、公開買付者は、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に従い、平成 29 年 2 月 27 日を公開買付け開始日として本公開買付けを実施することです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、12,547,242 株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限である 12,547,242 株は、本日現在における当社の親会社である武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」といいます。）（所有株式数：12,486,821 株、所有割合 58.39%）及び武田薬品工業の子会社である日本製薬株式会社（以下「日本製薬」といいます。武田薬品工業と併せて「武田薬品工業グループ」と総称します。）（所有株式数：60,421 株、所有割合 0.28%）が所有する当社株式（以下「本応募合意株式」（注 3）といいます。）の合計数（所有株式数：12,547,242 株、所有割合 58.67%）とのことです。

（注 1）「所有割合」とは、当社が平成 28 年 12 月 13 日に提出した第 144 期半期報告書（以下「当社第 144 期半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（33,342,320 株）から、本日現在において当社が所有する自己株式数（11,956,732 株）を控除した株式数（21,385,588 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、平成 28 年 9 月 30 日現在当社が所有する自己株式数は 679,720 株でしたが、当社のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成 29 年 2 月 24 日付プレスリリース「自己株式の取得結果および取得終了に関するお知らせ（会社法第 156 条第 1 項に基づく自己株式の取得）」（以下「当社本自己株式取得結果プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は平成 29 年 2 月 24 日に、本自己株式取得により、当社株式 11,277,012 株の取得を完了しており、本日現在において当社が所有する自己株式数は 11,956,732 株に増加しております。また、当社第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（33,342,320 株）から、平成 28 年 9 月 30 日現在、当社が所有する自己株式数（679,720 株）を控除した株式数（32,662,600 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）を、以下「本自己株式取得前所有割合」といいます。

（注 2）「本自己株式取得」とは、当社のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「富士フィルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び自己株式の取得に関するお知らせ」に記載されている、当社が取得する当社株式の総数を 11,364,967 株（上限）、当社株式 1 株当たりの取得価格を本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額の 8,535 円として、当社が実施した当社株式の取得をいいます。当社本自己株式取得結果プレスリリースに記載のとおり、平成 29 年 2 月 6 日開催の当社の臨時株主総会における会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 156 条第 1 項に基づく自己株式取得に係る承認決議及びその後の取締役会決議に従い、本自己株式取得として、当社は平成 29 年 2 月 24 日に、当社株式 11,277,012 株の取得を完了しました。

（注 3）本自己株式取得の完了前において、武田薬品工業は当社株式 23,148,821 株（本自己株式取得前所有割合 70.87%）、日本製薬は当社株式 110,421 株（本自己株式取得前所有割合 0.34%）を所有していましたが、武田薬品工業及び日本製薬は、本自己株式取得に応募することにより、平成 29 年 2 月 24 日に、武田薬品工業は当

社株式 10,662,000 株を、日本製薬は当社株式 50,000 株を、それぞれ当社に譲渡しています。

本公開買付けに際し、公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成 28 年 12 月 15 日付で公開買付けの応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び、武田薬品工業の子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしているとのことです（本応募契約の詳細については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。本応募契約に基づき、武田薬品工業が所有する当社株式の全て（12,486,821 株、所有割合 58.39%）及び日本製薬が所有する当社株式の全て（60,421 株、所有割合 0.28%）が応募された場合、公開買付者が所有する当社株式の数は 15,717,292 株（所有割合 73.49%）となるとのことです。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合であって、①当社が本自己株式取得により武田薬品工業グループ及び公開買付者以外の株主（以下「少数株主」といいます。）から取得した当社株式数（565,012 株）と、②本応募合意株式を除く応募株券等の総数（少数株主が本公開買付けに応募した当社株式数）の合計数が、基準株式数（注 4）（少数株主の所有する当社株式の過半数）以上となる条件（以下「本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件」といいます。）を充足したときには、公開買付者は、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施する予定とのことです。

（注 4）「基準株式数」とは、当社第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（33,342,320 株）から、平成 28 年 9 月 30 日現在、当社が所有する自己株式数（679,720 株）、公開買付者が所有する当社株式数（3,170,050 株）、及び武田薬品工業グループが所有する当社株式数（23,259,242 株）を控除した株式数（6,233,308 株）の過半数の当社株式数（3,116,655 株）をいいます。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

I 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成 18 年 10 月に、現富士フイルムホールディングス株式会社（以下「富士フイルムホールディングス」といいます。）を新設分割会社とする新設分割により、現富士フイルムホールディングスの全ての営業を承継して設立された、富士フイルムホールディングスの完全子会社とのことです。富士フイルムホールディングスは、昭和 9 年に写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド株式会社（現株式会社ダイセル）の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム株式会社として設立された後、事業の多角化とグローバル化に積極的に取り組んできたとのことです。富士フイルムホールディングスグループは、現在、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供することにより、社会の文化・科学・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージングソリューション、インフォメーションソリューション、ドキュメントソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しているとのことです。富士フイルム

ホールディングスは、昭和 24 年 5 月以降、東京、大阪、名古屋等の各証券取引所に上場し、現在は東京証券取引所の市場第一部のみに上場しているとのことです。

公開買付者及びその子会社・関連会社（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用のカラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）、インフォメーションソリューション（メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等）という幅広い事業分野において、製品の開発、製造、販売、サービス等をグローバルに展開しているとのことです。

また、公開買付者グループは、富士フィルムホールディングスが策定した平成 26 年 11 月 11 日付中期経営計画「VISION2016」に基づき中長期的に安定成長できるビジネスポートフォリオの構築を進めており、「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野を成長ドライバーと位置付け、売上・利益・シェアの伸長等、事業拡大に取り組んでいるとのことです。公開買付者グループにおける「ヘルスケア」事業分野は、人々の健康に関わる「予防」「診断」「治療」の 3 つの領域においてビジネスを展開しているとのことです。「予防」の領域においては、平成 18 年に機能性化粧品や生活習慣の改善に寄与するサプリメントなどを発売し、広く人々の生活の質の向上に寄与する商品を中心に事業を拡大しているとのことです。「診断」の領域では、医療 IT、内視鏡、超音波などの医療機器・システムにおいて、次々と領域を拡大してきたとのことです。「治療」の領域においても、医療用医薬品を展開する「富山化学工業株式会社」を富士フィルムホールディングスのグループ会社として迎え入れた後にバイオ医薬品の受託製造会社である MSD Biologics (UK) Limited, Diosynth RTP Inc. 及び Kalon Biotherapeutics, LLC を買収し、医薬品事業の拡大を図っているとのことです。さらに、革新的な治療法として関心が高まっている再生医療の分野においても、日本の再生医療製品事業化のパイオニアである株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（以下「J-TEC」といいます。）や iPS 細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国 Cellular Dynamics International, Inc.（以下「CDI」といいます。）をグループ会社化し、再生医療製品の開発加速・事業領域の拡大を図る体制を整えて、重点事業分野である「ヘルスケア」事業の大きな飛躍を目指しているとのことです。また、「高機能材料」事業分野では、産業機材事業及び電子材料事業が相互に事業の安定化に貢献しており、安定成長できるビジネスポートフォリオの構築は順調に進捗しているとのことです。

一方、当社は、大正 11 年（1922 年）に現武田薬品工業の化学薬品部門を分離し武田化学薬品株式会社として発足して以来、試薬、臨床検査薬及び化成品の製造・販売を主な事業領域とし、いずれの事業領域においても国内での強固な事業基盤により高い収益性を維持し、成長を続けています。現在、当社及びその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「科学技術の振興と学術研究の進展に寄与し、人々の豊かな暮らしに貢献する」との経営理念の下、研究者・医療関係者及び産業界の幅広い要請に応え、人々の豊かな暮らしに貢献することを目指しています。平成 28 年 3 月 31 日現在、当社グループは、当社、子会社 10 社及び関連会社 6 社で構成されております。当社グループの事業領域としては、試薬事業では、細胞培養に関連した試薬、遺伝子・タンパク質研究に関連した試薬、環境・食品分野に関連した分析関連試薬、及び有機合成用の試薬等の製造・販売を行い、化成品事業では、半導体分野、重合分野（主に高吸水性樹脂市場向け）、及び医薬品分野など、成長・拡大している市場において自社開発品の製造・販売と受託製造を行うほか、臨床検査薬事業では、自動分析装置用生化学検査薬、免疫システム及び微生物関連試薬の製造・販売を行っています。また、国内における販売・物流体制とともに、長年の実績と信頼に基づく顧客との強固な関係を有しております。

公開買付者と当社は、写真感光材料の生産に必要な発色剤等の化成品の供給等で長年に亘る取引関係があり、公開買付者が、昭和 35 年に公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的に当社の増資を引き受けて資本提携を実施して以来、資本・事業の両面から強固な関係を維持してきました。

そのような中、公開買付者は、平成 28 年 7 月上旬、当社の親会社である武田薬品工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）から、武田薬品工業が所有する当社株式の取得に対する関心の有無について打診を受けて検討を開始し、平成 28 年 7 月中旬、武田薬品工業が実施した入札プロセスに参加したとのことです。その後、公開買付者は、平成 28 年 8 月下旬に第一次入札を通過したことから、平成 28 年 8 月下旬から同年 10 月中旬にかけて、当社の経営陣との面談を含む本格的なデュー・ディリジェンスを実施し、当社及び公開買付者双方の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略と諸施策の検討並びに武田薬品工業から示された応募契約案などの検討を進めてきたとのことです。かかる検討の結果、公開買付者は、長年に亘る公開買付者と当社との資本関係・取引関係を基盤に、本取引を通じて、公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中心により一層強化し、また、さらなるシナジーの実現を目指すことが公開買付者と当社双方の今後の飛躍的な成長に資するという認識に至り、平成 28 年 10 月下旬に武田薬品工業に対して、本公開買付価格や本自己株式取得の諸条件を含む本取引の諸条件を最終提案として提示したとのことです。これを受け、武田薬品工業は、公開買付者を当社株式譲渡先の最有力候補者と考えるに至ったとのことです。

平成 28 年 11 月上旬以降、公開買付者は、武田薬品工業との間で、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について協議・交渉を重ね、本応募契約のその他の条件についても合意したことから、公開買付者は、武田薬品工業とのこれまでの本取引に関する協議・検討を踏まえて、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、同日付で武田薬品工業との間で本応募契約を締結したとのことです。また、武田薬品工業の平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株式の富士フィルム株式会社への譲渡について」によれば、武田薬品工業は現在、グローバル製薬企業として持続的な成長の実現に向け、重点疾患領域である「オンコロジー（がん）」「消化器系疾患領域」「中枢神経系疾患領域」及び「ワクチン」への研究開発資源の重点的な配分を通じてイノベーションを推進することで、革新的な新薬の創出を目指しているとのことであり、このような状況の下、武田薬品工業は、当社の今後の事業発展を慎重に検討した結果、当社と長年の資本関係・取引関係を有し、「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中長期的な成長の柱とする公開買付者のサポートの下、事業成長を加速していくことが当社のより一層の発展に繋がると考え、公開買付者への当社株式の譲渡を目的として、公開買付者との間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームは、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する当社株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて当社に提案したものととのことです。

本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会決議に従い、公開買付者は、本公開買付けを平成 29 年 2 月 27 日に開始するとのことです。

II 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、当社株式を所有割合で 70%以上所有し、当社を子会社化することになります。

公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野において、当社は、豊富な製品群と実績、強固なユーザーとの関係や販売網を有する国内のトップクラスの企業であり、当社が公開買付者グループに加わることは、公開買付者グループが同事業分野での事業拡大を実現する上で大きな戦略的意義を持ち、以下のとおり、様々なシナジーを実現できると考えているとのことです。

(i) 「ヘルスケア」事業分野におけるシナジー

- (a) 再生医療事業では、公開買付者グループには、iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーであるCDI、国内で最初に再生医療製品を上市したJ-TECが存在することです。公開買付者グループは、iPS細胞作製などに関する主要特許や細胞の開発・製造ノウハウ、さらに細胞培養に必要な足場材（注1）、一定条件生産技術や微小環境でのコントロール技術など、再生医療に必要な技術やノウハウを持っているとのこと。今回、これらに当社の製品である培地（注2）を加えることで、再生医療に必要な主要要素の全てを自社グループで保有することになるとのこと。今後、当社が試薬メーカーとして培った少量多品種生産の技術を活かし、各種細胞の培養に最適な高機能カスタマイズ培地の開発を進め、さらに当社とCDI及びJ-TECとの連携により、再生医療事業の発展を加速させていくとのこと。
- (b) メディカルシステム事業の体外診断分野では、公開買付者グループは、血液中の化学成分を正確かつ高精度に測定できる臨床化学分析システムやインフルエンザウイルスを高感度で検出できる免疫診断システムなど体外診断システムを展開し、同システムの売上を年率10%以上で伸長させているとのこと。今回、当社が持つ免疫分析装置や生化学分析試薬などの製品群を加えることで、クリニックから大病院までのニーズに対応できる製品ラインアップを拡大させるとのこと。さらに院内検査を実施している国内のほぼ全ての施設にアクセスできる当社の営業網と、画像診断装置をはじめとした医療機器や医療ITシステムなどの販売を通じて構築した公開買付者グループの海外ネットワークを活かして、それぞれのルートで相互に製品を拡販していくとのこと。
- (c) 医薬品事業の開発製造受託分野では、公開買付者グループは、FUJIFILM Diosynth Biotechnologiesでバイオ医薬品の開発製造受託を行っており、また富士フィルムファインケミカルズ株式会社では低分子医薬品の開発製造受託を展開しているとのこと。今回、当社の化学合成技術や培地の生産技術などと、公開買付者グループが持つ低分子医薬品の化学合成技術やバイオ医薬品の生産技術などを活用して、医薬品の開発製造受託ビジネスを拡大させていくとのこと。

(ii) 「高機能材料」事業分野におけるシナジー

- (a) 電子材料事業では、公開買付者グループは、フォトレジスト（注3）やイメージセンサー用材料、CMPスラリー（注4）などの半導体材料製品をラインアップし、なかでも最先端の半導体材料分野で競争力の高い製品を供給することで、年率10%以上の売上成長を実現しているとのこと。今回、当社が持つ、半導体の生産プロセスで使用される洗浄剤などを加えて、電子材料事業のさらなる成長を図るとのこと。
- (b) 産業機材事業では、公開買付者グループが写真フィルムなどで培ってきた20万種の化合物ライブラリを当社の試薬ビジネスに活用していくとのこと。さらに、公開買付者グループの高度な化学合成技術を駆使して、新規高機能試薬、高い競争力を持つ当社の重合開始剤の次世代品などの開発を進めるとともに、公開買付者グループの海外ネットワークを活用して、化成品ビジネスをグローバルに拡大していくとのこと。

（注1）細胞の外側にあるコラーゲンなどのタンパク質。細胞と細胞の間を満たし、生体組織を支持するだけでなく、細胞の増殖、分化などの調整にも重要な役割を果たしている。

（注2）動物細胞や微生物を増殖させるプロセス（培養）において、動物細胞や微生物に栄養素を与えて生育環境を整えるために用いられる。動物細胞や微生物の種類によって成分を工夫することで、細胞の増殖性やタンパク質の産生量を向上させることができる。

（注3）半導体製造の前工程で、回路パターンの描画を行う際にウエハー上に塗布する材料。

(注4) Chemical Mechanical Polishing (化学的機械研磨) の略。CMP スラリーとは、半導体の製造プロセスで使用されるウエハーを平坦化するための研磨剤。

公開買付者によれば、これらのシナジーは、当社を公開買付者の子会社にするにより、当社及び公開買付者にて密に経営戦略・事業戦略を議論することが可能になり、互いの経営資源をこれまで以上に活用できる関係になるからこそ実現可能であると考えているとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、原則として、当社の役員・従業員の地位及び雇用条件を一定期間維持し、当社の試薬事業、臨床検査薬事業及び化成品事業を一体として継続しつつ、公開買付者の既存事業とのシナジーを発揮してこれらの事業を推進することを予定しているとのことです。また、当社経営陣と協議し、当社と公開買付者の連携を更に深め、両社の企業価値向上に資する施策、シナジー発現及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築していきたいと考えているとのことです。公開買付者としては、シナジーの早期発現に向けて、両社でより密に協議していく体制を構築すべく、本公開買付け成立後、公開買付者から適切な数の役員及び従業員を当社に派遣することを検討しているとのことです。派遣する役員及び従業員の具体的な人数及び人選等の詳細は未定とのことです。また、当社独自の企業文化、経営の自主性等を尊重しつつ、当社を含めた公開買付者グループが一丸となり事業の継続的な発展に取り組んでいくことが重要と考えているとのことです。

なお、公開買付者は、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。但し、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き当社の株主としての地位を有することになるとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

当社は、平成 28 年 11 月上旬、武田薬品工業を通じて、武田薬品工業と公開買付者が協議した条件による本自己株式取得及び公開買付者による本公開買付けを含む本取引に関する提案を受け、後記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券株式会社 (以下「SMBC 日興証券」といいます。) から取得した株式価値算定書 (以下「当社株式価値算定書」といいます。) の内容並びに当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所 (以下「TMI」といいます。) から受けた法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行いました。本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、当社は、当社が公開買付者の子会社となることによって、(i) 公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、当社の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、(ii) 公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び (iii) 公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断しました。

また、(i) 当社株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び (ii) 本公開買付け価格が、当社株式価値算定書における類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) に基づく算

定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、①本自己株式取得に係る議案を平成 29 年 2 月 6 日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び②本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

上記各取締役会決議の詳細については、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。

S M B C 日興証券は、当社株式の株式価値の各種評価手法を検討した結果、類似上場会社比較法及び D C F 法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は S M B C 日興証券から平成 28 年 12 月 14 日に当社株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、S M B C 日興証券は、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していません。

S M B C 日興証券によれば、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

類似上場会社比較法 5,040 円から 5,650 円

D C F 法 4,153 円から 4,746 円

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲を、5,040 円から 5,650 円までと算定しています。

D C F 法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成 29 年 3 月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を、4,153 円から 4,746 円までと算定しています。なお、S M B C 日興証券は、当社の指示に従い、当社株式の価値の算定の前提として本自己株式取得が実施されることを考慮していません。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成 28 年 12 月 15 日付で本応募契約を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。また、本応募契約においては、武田薬品工業は、その子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募させる旨も合意しているとのことです。

本自己株式取得の結果、本日現在、武田薬品工業は当社株式 12,486,821 株を、日本製薬は当社株式 60,421 株を、それぞれ所有しており、本応募合意株式の合計は、12,547,242 株（所有割合 58.67%）とのことです。

本応募契約においては、武田薬品工業グループによる当社株式の応募の前提条件として、①本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、②本応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証の全てが重要な点で真実かつ正確であること（注1）、③本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は司法判断等が存在しないこと、並びに④公開買付者が、本応募契約により、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）の開始日前に履行すること又は遵守することが要求されている全ての合意、誓約及び条件を履行し、遵守していること（注2）が定められているとのことです。なお、武田薬品工業が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募すること及び日本製薬をして応募させることは制限されていないとのことです。

（注1）公開買付者は、本応募契約において、武田薬品工業に対して、（i）本応募契約締結日、本公開買付け期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、①公開買付者の適法な設立及び有効な存続、②本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、③本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、④本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、⑤本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施のために本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日までに必要な許認可等を取得していること、並びに（ii）本公開買付けに係る決済の開始日における公開買付者の支払能力について表明及び保証をしているとのことです。

（注2）公開買付者は、本応募契約において、本公開買付け期間の開始日前の義務として、①本応募契約上の公開買付者の表明保証違反、武田薬品工業の義務の前提条件不充足若しくは公開買付者の義務違反の事実又はこれらのおそれが判明した場合の武田薬品工業への通知義務、②秘密保持義務、③本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、④本応募契約の作成、締結及び履行に関連して公開買付者が支出する費用（アドバイザーの報酬、送金費用等を含みます。）を自ら負担する義務、⑤本応募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑥誠実協議義務を負っているとのことです。

上記に加えて、公開買付者は、本応募契約において、本公開買付けが成立した場合であって、（i）本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たさなかったときには、当面の間、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務及び（ii）本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たし当社株式の全ての取得を目的とした手続を行うときには、公開買付者の完全親会社である富士フィルムホールディングスの普通株式（以下「公開買付者親会社普通株式」といいます。）を対価とする株式交換の方法により行う義務等を負っているとのことです。

なお、本応募契約においては、本公開買付け以外の第三者による当社株式に対する公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合で、対抗公開買付けの買付け等の価格が本公開買付け価格を大幅に上回る場合など、公開買付者の実施する本公開買付けに応募することが、武田薬品工業の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断される旨の弁護士からの意見書を取得した上で武田薬品工業がその旨合理的に判断し、当該意見書が武田薬品工業から公開買付者に交付された場合には、武田薬品工業グループは、公開買付者の実施する本公開買付けに応募しないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができるものとされているとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合であって、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に遅滞なく、当社との間で、公開買付者を完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することにより、公開買付者が当社株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者親会社普通株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった当社株式の全て（本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有する当社株式を除きます。）は公開買付者親会社普通株式と交換され、公開買付者親会社普通株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、富士フィルムホールディングスの株主となります（いわゆる「三角株式交換」）。

これは、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募いただくことで、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様には、公開買付者親会社普通株式を所有することで、当社を含む富士フィルムホールディングスグループの事業の価値向上の利益等を共に享受していただけるよう、本公開買付け後に予定している本株式交換によって新たに富士フィルムホールディングスの株主となっただけという選択も可能としたものとのことです。

なお、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き当社の株主としての地位を有することになるとのことです。

本株式交換においては、公開買付者が本株式交換の対価として交付する公開買付者親会社普通株式の数に当該株式の1株当たり純資産額を乗じて得た金額の公開買付者の純資産額に対する割合が5分の1を超えないことが見込まれることから、いわゆる交換差損が生じる場合（注）を除き、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定とのことですが、仮に公開買付者における株主総会の承認決議が必要な場合でも、公開買付者の完全親会社である富士フィルムホールディングスによる賛成により公開買付者の株主総会での承認は得られる予定とのことです。また、本公開買付けを通じて公開買付者が当社の総議決権の90%以上を有する特別支配会社となった場合、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があるとのことです。本株式交換が当社における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、当社に対して、本株式交換の承認議案を付議議案に含む株主総会を開催し、本株式交換の承認議案を上程することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の株主総会において上記の本株式交換の承認議案に賛成する予定とのことです。

本株式交換における株式交換比率は、本公開買付け終了後に、公開買付者と当社が、それぞれの株主の皆様が利益に十分に配慮して協議の上で決定することを予定しておりますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者親会社普通株式。但し、受け取るべき公開買付者親会社普通株式の数に1株未満の端数がある場合、一定の端数調整金を分配することになるとのことです。）を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定とのことです。本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の

皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本公開買付けへの応募又は本株式交換における税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(注) 本株式交換において公開買付者が当社株主に対して交付する公開買付者親会社普通株式の帳簿価額が、公開買付者が取得する当社株式の額として会社法施行規則第195条第5項で定める額を超えている場合をいいます。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、公開買付者が本取引を通じて当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、及び本自己株式取得の完了前において当社の親会社として当社株式23,148,821株(本自己株式取得前所有割合70.87%)を所有していた武田薬品工業が公開買付者との間で本応募契約を締結していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施いたしました。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年12月14日付で当社株式価値算定書を取得しました。当社株式価値算定書の概要は、前記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における公正性を確保するため、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、TMIから、本公開買付けに関する意思決定方法・過程その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

なお、TMIは、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、SMB C日興証券から取得した当社株式価値算定書の内容及びTMIから得た法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行いました。

本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、当社は、当社が公開買付者の子会社となることによって、(i) 公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、当社の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、(ii) 公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び(iii) 公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断しました。

また、(i) 当社株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び(ii) 本公開買付価格が、当社株式価値算定書における類似上場会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、①本自己株式取得に係る議案を平成 29 年 2 月 6 日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び②本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

さらに、当社は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

上記各取締役会決議は、当社取締役全員（7 名）が参加し、取締役全員の一致により決議されております。また、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会においては、当社の監査役 4 名のうち眞谷俊誠氏を除く 3 名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べており、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会においては、当社の監査役 4 名のうち眞谷俊誠氏及び高原宏氏を除く 2 名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社監査役である眞谷俊誠氏は、武田薬品工業の従業員を兼任していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記各取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する審議に参加しておらず、上記各取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。また、当社監査役である高原宏氏は、業務上の都合により平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会を欠席しておりますが、当社は、当該取締役会に先立ち、同氏より上記決議に異議がない旨の意見を得ております。

4 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8 その他

本自己株式取得により当社が取得した当社株式に対する一般的な課税関係は、以下のとおりです。なお、税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

<個人株主の場合>

本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。なお、当該配当所得とみなされる金額のうち 20.42%に相当する金額が源泉徴収されます。

また、本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

<法人株主の場合>

本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。なお、当該配当所得とみなされる金額のうち 20.42%に相当する金額が源泉徴収されます。配当所得については、受取配当等の益金不算入制度の適用があります。

また、本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となり、譲渡収入から譲渡する株式の帳簿価額を控除した金額が株式譲渡損益として課税対象となります。

(参考)

富士フィルムの平成29年2月24日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上

(参考)

平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 富士フイルム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児

和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

富士フイルム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「公開買付者平成 28 年 12 月プレスリリース」といいます。）により公表しておりましたとおり、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、和光純薬工業株式会社（以下「対象者」といいます。）が実施する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）の手續が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手續及び対応が完了していること等を条件として、対象者株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議しておりました。

今般、公開買付者は、これらの手續及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に従い、平成 29 年 2 月 27 日を公開買付開始日として本公開買付けを実施することとなりましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式取得の結果については、後記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」の（注 2）をご参照ください。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的とした資本提携のため、昭和 35 年に対象者株式を引き受け、その後の複数回の増資の引受け等を経て、本日現在、対象者株式 3,170,050 株（所有割合（注 1）14.82%）を所有しております。

公開買付者が公開買付者平成 28 年 12 月プレスリリースにより公表しておりましたとおり、公開買付者は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、対象者による本自己株式取得（注 2）の完了後に、対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議しました。本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手續が完了していることのほか、国内外の競争法に基づき必要な手續及び対応が完了していること等を条件としておりました。今般、公開買付者は、これらの手續及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に従い、平成 29 年 2 月 27 日を公開買付開始日として本公開買付けを実施します。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、12,547,242 株を買付予定数の下限として設定し、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限を設定いたしませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。な

お、買付予定数の下限である 12,547,242 株は、本日現在における対象者の親会社である武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」といいます。）（所有株式数：12,486,821 株、所有割合 58.39%）及び武田薬品工業の子会社である日本製薬株式会社（以下「日本製薬」といい、武田薬品工業と併せて「武田薬品工業グループ」と総称します。）（所有株式数：60,421 株、所有割合 0.28%）が所有する対象者株式（以下「本応募合意株式」（注 3）といいます。）の合計数（所有株式数：12,547,242 株、所有割合 58.67%）となります。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 12 月 13 日に提出した第 144 期半期報告書（以下「対象者第 144 期半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（33,342,320 株）から、本日現在において対象者が所有する自己株式数（11,956,732 株）を控除した株式数（21,385,588 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、平成 28 年 9 月 30 日現在、対象者が所有する自己株式数は 679,720 株でしたが、対象者のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成 29 年 2 月 24 日付プレスリリース「自己株式の取得結果および取得終了に関するお知らせ（会社法第 156 条第 1 項に基づく自己株式の取得）」（以下「対象者本自己株式取得結果プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は平成 29 年 2 月 24 日に、本自己株式取得により、対象者株式 11,277,012 株の取得を完了しており、本日現在において対象者が所有する自己株式数は 11,956,732 株に増加しているとのことです。また、対象者第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（33,342,320 株）から、平成 28 年 9 月 30 日現在、対象者が所有する自己株式数（679,720 株）を控除した株式数（32,662,600 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）を、以下「本自己株式取得前所有割合」といいます。

（注 2）「本自己株式取得」とは、対象者のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「富士フィルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び自己株式の取得に関するお知らせ」（以下「対象者平成 28 年 12 月プレスリリース」といいます。）に記載されている、対象者が取得する対象者株式の総数を 11,364,967 株（上限）、対象者株式 1 株当たりの取得価格を本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額の 8,535 円として、対象者が実施した対象者株式の取得をいいます。対象者本自己株式取得結果プレスリリースによれば、平成 29 年 2 月 6 日開催の対象者の臨時株主総会における会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 156 条第 1 項に基づく自己株式取得に係る承認決議及びその後の取締役会決議に従い、本自己株式取得として、対象者は平成 29 年 2 月 24 日に、対象者株式 11,277,012 株の取得を完了したとのことです。

（注 3）武田薬品工業によれば、本自己株式取得の完了前において、武田薬品工業は対象者株式 23,148,821 株（本自己株式取得前所有割合 70.87%）、日本製薬は対象者株式 110,421 株（本自己株式取得前所有割合 0.34%）を所有していましたが、武田薬品工業及び日本製薬は、本自己株式取得に応募することにより、平成 29 年 2 月 24 日に、武田薬品工業は対象者株式 10,662,000 株を、日本製薬は対象者株式 50,000 株を、それぞれ対象者に譲渡しているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成 28 年 12 月 15 日付で公開買付けの応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び、武田薬品工業の子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしております（本応募契約の詳細については、後記「（3）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。本応募契約に基づき、武田薬品工業が所有する対象者株式の全て（12,486,821 株、所有割合 58.39%）及び日本製薬が所有する対象者株式の全て（60,421 株、所有割合 0.28%）が応募された場合、公開買付者が所有する対象者株式の数は 15,717,292 株（所有割合 73.49%）となります。

また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合であって、①対象者が本自己株式取得により武田薬品工業グループ及び公開買付者以外の株主（以下「少数株主」

といたします。) から取得した対象者株式数 (565, 012 株) と、②本応募合意株式を除く応募株券等の総数 (少数株主が本公開買付けに応募した対象者株式数) の合計数が、基準株式数 (注4) (少数株主の所有する対象者株式の過半数) 以上となる条件 (以下「本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件」といいます。) を充足したときには、公開買付者は、後記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施する予定です。

(注4) 「基準株式数」とは、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数 (33, 342, 320 株) から、平成28年9月30日現在、対象者が所有する自己株式数 (679, 720 株)、公開買付者が所有する対象者株式数 (3, 170, 050 株)、及び武田薬品工業グループが所有する対象者株式数 (23, 259, 242 株) を控除した株式数 (6, 233, 308 株) の過半数の対象者株式数 (3, 116, 655 株) をいいます。

なお、対象者平成28年12月プレスリリースによれば、対象者は、平成28年11月上旬、武田薬品工業を通じて、武田薬品工業と公開買付者が協議した条件による本自己株式取得及び公開買付者による本公開買付けを含む本取引に関する提案を受け、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について慎重に協議及び検討を行った結果、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、また、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年12月15日開催の取締役会において、①本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び②本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者のウェブサイト (<http://www.wako-chem.co.jp/>) 上で公表された平成29年2月24日付プレスリリース「富士フィルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者平成29年2月プレスリリース」といい、対象者平成28年12月プレスリリースと併せて「対象者意見表明プレスリリース」といいます。) によれば、対象者は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」並びに「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置」をご参照ください。なお、本自己株式取得の結果については、前記(注2)をご参照ください。

また、対象者平成28年12月プレスリリースによれば、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、平成29年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成18年10月に、現富士フィルムホールディングス株式会社 (以下「富士フィルムホールディングス」といいます。) を新設分割会社とする新設分割により、現富士フィルムホールディングスの全ての営業を承継して設立された、富士フィルムホールディングスの完全子会社です。富士フィルムホールディングスは、昭和9年に写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド株式会社 (現株式会社ダイセル) の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム株式会社として設立された後、事業の多角化とグローバル化に積極的に取り組んでまいりました。富士フィルムホールディングスグループは、現在、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供することにより、社会の文化・科学・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージングソリューション、インフォメーションソリューション、ドキュメントソリューションを提供し、社会とお

お客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。富士フィルムホールディングスは、昭和 24 年 5 月以降、東京、大阪、名古屋等の各証券取引所に上場し、現在は東京証券取引所の市場第一部のみに上場しております。

公開買付者及びその子会社・関連会社（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用のカラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）、インフォメーションソリューション（メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等）という幅広い事業分野において、製品の開発、製造、販売、サービス等をグローバルに展開しております。

また、公開買付者グループは、富士フィルムホールディングスが策定した平成 26 年 11 月 11 日付中期経営計画「VISION2016」に基づき中長期的に安定成長できるビジネスポートフォリオの構築を進めており、「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野を成長ドライバーと位置付け、売上・利益・シェアの伸長等、事業拡大に取り組んでおります。公開買付者グループにおける「ヘルスケア」事業分野は、人々の健康に関わる「予防」「診断」「治療」の 3 つの領域においてビジネスを展開しています。「予防」の領域においては、平成 18 年に機能性化粧品や生活習慣の改善に寄与するサプリメントなどを発売し、広く人々の生活の質の向上に寄与する商品を中心に事業を拡大しています。「診断」の領域では、医療 IT、内視鏡、超音波などの医療機器・システムにおいて、次々と領域を拡大してきました。「治療」の領域においても、医療用医薬品を展開する「富山化学工業株式会社」を富士フィルムホールディングスのグループ会社として迎え入れた後にバイオ医薬品の受託製造会社である MSD Biologics (UK) Limited, Diosynth RTP Inc. 及び Kalon Biotherapeutics, LLC を買収し、医薬品事業の拡大を図っております。さらに、革新的な治療法として関心が高まっている再生医療の分野においても、日本の再生医療製品事業化のパイオニアである株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（以下「J-TEC」といいます。）や iPS 細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国 Cellular Dynamics International, Inc.（以下「CDI」といいます。）をグループ会社化し、再生医療製品の開発加速・事業領域の拡大を図る体制を整えて、重点事業分野である「ヘルスケア」事業の大きな飛躍を目指しています。また、「高機能材料」事業分野では、産業機材事業及び電子材料事業が相互に事業の安定化に貢献しており、安定成長できるビジネスポートフォリオの構築は順調に進捗しています。

一方、対象者は、大正 11 年（1922 年）に現武田薬品工業の化学薬品部門を分離し武田化学薬品株式会社として発足して以来、試薬、臨床検査薬及び化成品の製造・販売を主な事業領域とし、いずれの事業領域においても国内での強固な事業基盤により高い収益性を維持し、成長を続けています。現在、対象者及びその子会社・関連会社（以下「対象者グループ」といいます。）は、「科学技術の振興と学術研究の進展に寄与し、人々の豊かな暮らしに貢献する」との経営理念の下、研究者・医療関係者及び産業界の幅広い要請に応え、人々の豊かな暮らしに貢献することを目指しています。平成 28 年 3 月 31 日現在、対象者グループは、対象者、子会社 10 社及び関連会社 6 社で構成されております。対象者グループの事業領域としては、試薬事業では、細胞培養に関連した試薬、遺伝子・タンパク質研究に関連した試薬、環境・食品分野に関連した分析関連試薬、及び有機合成用の試薬等の製造・販売を行い、化成品事業では、半導体分野、重合分野（主に高吸水性樹脂市場向け）、及び医薬品分野など、成長、拡大している市場において自社開発品の製造・販売と受託製造を行うほか、臨床検査薬事業では、自動分析装置用生化学検査薬、免疫システム及び微生物関連試薬の製造・販売を行っています。また、国内における販売・物流体制とともに、長年の実績と信頼に基づく顧客との強固な関係を有しております。

公開買付者と対象者は、写真感光材料の生産に必要な発色剤等の化成品の供給等で長年に亘る取引関係があり、公開買付者が、昭和 35 年に公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的に対象者の増資を引き受けて資本提携を実施して以来、資本・事業の両面から強固な関係を維持してきました。

そのような中、公開買付者は、平成 28 年 7 月上旬、対象者の親会社である武田薬品工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から、武田薬品工業が所有する対象者株式の取得に対する関心の有無について打診を受けて検討を開始し、平成 28 年 7 月中旬、武田薬品工業が実施した入札プロセスに参加しました。その後、公開買付者は、平成 28 年 8 月下旬に第一次入札を通過したことから、平成 28 年 8 月下旬から同年 10 月中旬にかけて、対象者の経営陣との面談を含む本格的なデュー・ディリジェンスを実施し、対象者及び公開買付者双方の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略と諸施策の検討並びに武田薬品工業から示された応募契約案などの検討を進めてきました。かかる検討の結果、公開買付者は、長年に亘る公開買付者と対象者との資本関係・取引関係を基盤に、本取引を通じて、公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中心により一層強化し、また、さらなるシナジーの実現を目指すことが公開買付者と対象者双方の今後の飛躍的な成長に資するという認識に至り、平成 28 年 10 月下旬に武田薬品工業に対して、本公開買付価格や本自己株式取得の諸条件を含む本取引の諸条件を最終提案として提示しました。これを受け、武田薬品工業は、公開買付者を対象者株式譲渡先の最有力候補者とするに至ったとのことです。

平成 28 年 11 月上旬以降、公開買付者は、武田薬品工業との間で、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について協議・交渉を重ね、本応募契約のその他の条件についても合意したことから、公開買付者は、武田薬品工業とのこれまでの本取引に関する協議・検討を踏まえて、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、同日付で武田薬品工業との間で本応募契約を締結しました。また、武田薬品工業の平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株式の富士フィルム株式会社への譲渡について」によれば、武田薬品工業は現在、グローバル製薬企業として持続的な成長の実現に向け、重点疾患領域である「オンコロジー（がん）」「消化器系疾患領域」「中枢神経系疾患領域」及び「ワクチン」への研究開発資源の重点的な配分を通じてイノベーションを推進することで、革新的な新薬の創出を目指しているとのことであり、このような状況の下、武田薬品工業は、対象者の今後の事業発展を慎重に検討した結果、対象者と長年の資本関係・取引関係を有し、「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中長期的な成長の柱とする公開買付者のサポートの下、事業成長を加速していくことが対象者のより一層の発展に繋がると考え、公開買付者への対象者株式の譲渡を目的として、公開買付者との間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームは、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する対象者株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて対象者に提案しています。

本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会決議に従い、公開買付者は、本公開買付けを平成 29 年 2 月 27 日に開始します。

② 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、対象者株式を所有割合で 70%以上所有し、対象者を子会社化することになります。

公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野において、対象者は、豊富な製品群と実績、強固なユーザーとの関係や販売網を有する国内のトップクラスの企業であり、対象者が公開買付者グループに加わることは、公開買付者グループが同事業分野での事業拡大を実現する上で大きな戦略的意義を持ち、以下のとおり、様々なシナジーを実現できると考えております。

(i) 「ヘルスケア」事業分野におけるシナジー

- (a) 再生医療事業では、公開買付者グループには、iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーであるCDI、国内で最初に再生医療製品を上市したJ-TECが存在します。公開買付者グループは、iPS細胞作製などに関する主要特許や細胞の開発・製造ノウハウ、さらに細胞培養に必要な足場材（注1）、一定条件生産技術や微小環境でのコントロール技術など、再生医療に必要な技術やノウハウを持っています。今回、これらに対象者の製品である培地（注2）を加えることで、再生医療に必要な主要要素の全てを自社グループで保有することになります。今後、対象者が試薬メーカーとして培った少量多品種生産の技術を活かし、各種細胞の培養に最適な高機能カスタマイズ培地の開発を進め、さらに対象者とCDI及びJ-TECとの連携により、再生医療事業の発展を加速させていきます。
- (b) メディカルシステム事業の体外診断分野では、公開買付者グループは、血液中の化学成分を正確かつ高精度に測定できる臨床化学分析システムやインフルエンザウイルスを高感度で検出できる免疫診断システムなど体外診断システムを展開し、同システムの売上を年率10%以上で伸ばさせています。今回、対象者が持つ免疫分析装置や生化学分析試薬などの製品群を加えることで、クリニックから大病院までのニーズに対応できる製品ラインアップを拡大させます。さらに、院内検査を実施している国内のほぼ全ての施設にアクセスできる対象者の営業網と、画像診断装置をはじめとした医療機器や医療ITシステムなどの販売を通じて構築した公開買付者グループの海外ネットワークを活かして、それぞれのルートで相互に製品を拡販していきます。
- (c) 医薬品事業の開発製造受託分野では、公開買付者グループは、FUJIFILM Diosynth Biotechnologiesでバイオ医薬品の開発製造受託を行っており、また富士フイルムファインケミカルズ株式会社では低分子医薬品の開発製造受託を展開しています。今回、対象者の化学合成技術や培地の生産技術などと、公開買付者グループが持つ低分子医薬の化学合成技術やバイオ医薬品の生産技術などを活用して、医薬品の開発製造受託ビジネスを拡大させていきます。

(ii) 「高機能材料」事業分野におけるシナジー

- (a) 電子材料事業では、公開買付者グループは、フォトレジスト（注3）やイメージセンサー用材料、CMPスラリー（注4）などの半導体材料製品をラインアップし、なかでも最先端の半導体材料分野で競争力の高い製品を供給することで、年率10%以上の売上成長を実現しています。今回、対象者が持つ、半導体の生産プロセスで使用される洗浄剤などを加えて、電子材料事業のさらなる成長を図ります。
- (b) 産業機材事業では、公開買付者グループが写真フィルムなどで培ってきた20万種の化合物ライブラリを対象者の試薬ビジネスに活用していきます。さらに、公開買付者グループの高度な化学合成技術を駆使して、新規高機能試薬、高い競争力を持つ対象者の重合開始剤の次世代品などの開発を進めるとともに、公開買付者グループの海外ネットワークを活用して、化成品ビジネスをグローバルに拡大していきます。

（注1）細胞の外側にあるコラーゲンなどのタンパク質。細胞と細胞の間を満たし、生体組織を支持するだけでなく、細胞の増殖、分化などの調整にも重要な役割を果たしている。

（注2）動物細胞や微生物を増殖させるプロセス（培養）において、動物細胞や微生物に栄養素を与えて生育環境を整えるために用いられる。動物細胞や微生物の種類によって成分を工夫することで、細胞の増殖性やタンパク質の産生量を向上させることができる。

（注3）半導体製造の前工程で、回路パターンの描画を行う際にウエハー上に塗布する材料。

（注4）Chemical Mechanical Polishing（化学的機械研磨）の略。CMPスラリーとは、半導体の製造プロセスで使用されるウエハーを平坦化するための研磨剤。

これらのシナジーは、対象者を公開買付者の子会社にするにより、対象者及び公開買付者にて密に経営戦略・事業戦略を議論することが可能になり、互いの経営資源をこれまで以上に活用できる関係になるからこそ実現可能であると考えております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、原則として、対象者の役員・従業員の地位及び雇用条件を一定期間維持し、対象者の試

薬事業、臨床検査薬事業及び化成品事業を一体として継続しつつ、公開買付者の既存事業とのシナジーを発揮してこれらの事業を推進することを予定しておりますが、対象者経営陣と協議し、対象者と公開買付者の連携を更に深め、両社の企業価値向上に資する施策、シナジー発現及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築していきたいと考えております。公開買付者としては、シナジーの早期発現に向けて、両社でより密に協議していく体制を構築すべく、本公開買付け成立後、公開買付者から適切な数の役員及び従業員を対象者に派遣することを検討しております。派遣する役員及び従業員の具体的な人数及び人選等の詳細は未定ですが、対象者独自の企業文化、経営の自主性等を尊重しつつ、対象者を含めた公開買付者グループが一丸となり事業の継続的な発展に取り組んでいくことが重要と考えております。

なお、公開買付者は、後記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しています。但し、後記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き対象者の株主としての地位を有することになります。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、平成 28 年 11 月上旬、武田薬品工業を通じて、武田薬品工業と公開買付者が協議した条件による本自己株式取得及び公開買付者による本公開買付けを含む本取引に関する提案を受けたとのことです(注1)。そこで、対象者は、後記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)から取得した株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容並びに対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)から受けた法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、対象者は、対象者が公開買付者の子会社となることによって、(i) 公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、対象者の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、(ii) 公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び(iii) 公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。

また、(i) 対象者株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び(ii) 本公開買付け価格が、対象者株式価値算定書における類似上場会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、①本自己株式取得に係る議案を平成 29 年 2 月 6 日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び②本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買

付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記各取締役会決議の詳細については、後記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(注1) 本公開買付け価格と本自己株式取得の取得価格は同額ですが、対象者株主によっては、本自己株式取得に申し込む場合と本公開買付けに応募する場合で税務上の取扱いが異なる可能性があることから(注2)、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引は、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する対象者株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付け及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて提案したものです。

(注2) 本公開買付けにより買い付けられた対象者株式に対する課税関係としては、一般的には、(a) 対象者の個人株主(日本の居住者)については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%並びに住民税5%) (国内に恒久的施設を有する非居住者については15.315%(所得税及び復興特別所得税))の申告分離課税の対象となり、(b) 対象者の法人株主(内国法人及び国内に恒久的施設を有する外国法人)については、譲渡損益が発生し、かかる譲渡損益が法人税の課税対象となると解されます。税務上の一般的な取扱いは上記に述べたとおりですが、具体的な取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

また、対象者平成29年2月プレスリリースによれば、本自己株式取得により対象者に取得された対象者株式に対する一般的な課税関係は、以下のとおりとのことです。

<個人株主の場合>

本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額が、対象者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。なお、当該配当所得とみなされる金額のうち20.42%に相当する金額が源泉徴収されます。

また、本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

<法人株主の場合>

本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額が、対象者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。なお、当該配当所得とみなされる金額のうち20.42%に相当する金額が源泉徴収されます。配当所得については、受取配当等の益金不算入制度の適用があります。

また、本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となり、譲渡収入から譲渡する株式の帳簿価額を控除した金額が株式譲渡損益として課税対象となります。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成28年12月15日付で本応募契約を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、本応募契約においては、武田薬品工業は、その子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募させる旨も合意しております。本自己株式取得の結果、本日現在、武田薬品工業は対象者株式12,486,821株を、日本製薬は対象者株式60,421株を、それぞれ所有しており、本応募合意株式の合計は12,547,242株(所有割合58.67%)です。

本応募契約においては、武田薬品工業グループによる対象者株式の応募の前提条件として、①本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、②本応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証の全てが重要な点で真実かつ正確であること（注1）、③本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は司法判断等が存在しないこと、並びに④公開買付者が、本応募契約により、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）の開始日前に履行すること又は遵守することが要求されている全ての合意、誓約及び条件を履行し、遵守していること（注2）が定められております。なお、武田薬品工業が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募すること及び日本製薬をして応募させることは制限されていません。

（注1）公開買付者は、本応募契約において、武田薬品工業に対して、（i）本応募契約締結日、本公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、①公開買付者の適法な設立及び有効な存続、②本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、③本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、④本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、⑤本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施のために本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日までに必要な許認可等を取得していること、並びに、（ii）本公開買付けに係る決済の開始日における公開買付者の支払能力について表明及び保証をしております。

（注2）公開買付者は、本応募契約において、本公開買付期間の開始日前の義務として、①本応募契約上の公開買付者の表明保証違反、武田薬品工業の義務の前提条件不充足若しくは公開買付者の義務違反の事実又はこれらのおそれが判明した場合の武田薬品工業への通知義務、②秘密保持義務、③本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、④本応募契約の作成、締結及び履行に関連して公開買付者が支出する費用（アドバイザーの報酬、送金費用等を含みます。）を自ら負担する義務、⑤本応募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑥誠実協議義務を負っています。

上記に加えて、公開買付者は、本応募契約において、本公開買付けが成立した場合であって、（i）本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たさなかったときには、当面の間、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務及び（ii）本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たし対象者株式の全ての取得を目的とした手続を行うときには、公開買付者の完全親会社である富士フィルムホールディングスの普通株式（以下「公開買付者親会社普通株式」といいます。）を対価とする株式交換の方法により行う義務等を負っています。

なお、本応募契約においては、本公開買付け以外の第三者による対象者株式に対する公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合で、対抗公開買付けの買付け等の価格が本公開買付価格を大幅に上回る場合など、公開買付者の実施する本公開買付けに応募することが、武田薬品工業の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断される旨の弁護士からの意見書を取得した上で武田薬品工業がその旨合理的に判断し、当該意見書が武田薬品工業から公開買付者に交付された場合には、武田薬品工業グループは、公開買付者の実施する本公開買付けに応募しないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができるものとされています。

（4）公開買付価格の決定に関する事項

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者、対象者及び武田薬品工業グループから独立した公開買付者及び富士フィルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるメルリンチ日本証券株式会社（以下「メルリンチ日本証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書、並びに本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。本公開買付価格の決定の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付

け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び同「② 算定の経緯」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置

対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、及び本自己株式取得の完了前において対象者の親会社として対象者株式 23,148,821 株（本自己株式取得前所有割合 70.87%）を所有していた武田薬品工業が公開買付者との間で本応募契約を締結していることを考慮して、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施したとのことです。

① 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

SMBC 日興証券は、対象者株式の株式価値の各種評価手法を検討した結果、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は SMBC 日興証券から平成 28 年 12 月 14 日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、SMBC 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、SMBC 日興証券は、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMBC 日興証券によれば、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

類似上場会社比較法 5,040 円から 5,650 円

DCF法 4,153 円から 4,746 円

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲を、5,040 円から 5,650 円までと算定したとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成 29 年 3 月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を、4,153 円から 4,746 円までと算定したとのことです。なお、SMBC 日興証券は、対象者の指示に従い、対象者株式の価値の算定の前提として本自己株式取得が実施されることを考慮していないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における公正性を確保するため、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI を選任し、TMI から、本公開買付けに関する意思決定方法・過程その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、TMI は、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、SMBC 日興証券から取得した対象者株式価値算定書の内容及び TMI から受けた法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行っ

たとのことです。

本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、対象者は、対象者が公開買付者の子会社となることによって、(i)公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、対象者の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、(ii)公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び(iii)公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと判断したとのことです。

また、(i)対象者株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び(ii)本公開買付価格が、対象者株式価値算定書における類似上場会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、①本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び②本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。さらに、対象者は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記各取締役会決議は、対象者取締役全員(7名)が参加し、取締役全員の一致により決議されたとのことです。また、平成28年12月15日開催の取締役会においては、対象者の監査役4名のうち眞谷俊誠氏を除く3名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べ、また、平成29年2月24日開催の取締役会においては、対象者の監査役4名のうち眞谷俊誠氏及び高原宏氏を除く2名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、対象者監査役である眞谷俊誠氏は、武田薬品工業の従業員を兼任していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の上記各取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する審議に参加しておらず、上記各取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えたとのことです。また、対象者監査役である高原宏氏は、業務上の都合により平成29年2月24日開催の取締役会を欠席したとのことです。対象者は、当該取締役会に先立ち、同氏より上記決議に異議がない旨の意見を得たとのことです。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、前記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しています。

具体的には、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合であって、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に遅滞なく、対象者との間で、公開買付者を完全親会社とし、対象者を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得することを企図しております。

本株式交換においては、公開買付者を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価として公開買付者親会社普通株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の全て(本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有する対象者株式を除きます。)は公開買付者親会社普通株式と交換され、公開買付者親会社普通株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、富士フイルムホールディングスの株主となります(いわゆる「三角株式交換」)。

これは、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募いただくことで、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したと

きには、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様には、公開買付者親会社普通株式を所有することで、対象者を含む富士フィルムホールディングスグループの事業の価値向上の利益等を共に享受していただけるよう、本公開買付け後に予定している本株式交換によって新たに富士フィルムホールディングスの株主となっていただくという選択も可能としたものです。

なお、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き対象者の株主としての地位を有することになります。

本株式交換においては、公開買付者が本株式交換の対価として交付する公開買付者親会社普通株式の数に当該株式の1株当たり純資産額を乗じて得た金額の公開買付者の純資産額に対する割合が5分の1を超えないことが見込まれることから、いわゆる交換差損が生じる場合（注）を除き、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定ですが、仮に公開買付者における株主総会の承認決議が必要な場合でも、公開買付者の完全親会社である富士フィルムホールディングスによる賛成により公開買付者の株主総会での承認は得られる予定です。また、本公開買付けを通じて公開買付者が対象者の総議決権の90%以上を有する特別支配会社となった場合、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本株式交換の承認議案を付議議案に含む株主総会を開催し、本株式交換の承認議案を上程することを要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会において上記の本株式交換の承認議案に賛成する予定です。

本株式交換における株式交換比率は、本公開買付け終了後に、公開買付者と対象者が、それぞれの株主の皆様の利益に十分に配慮して協議の上で決定することを予定しておりますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者親会社普通株式。但し、受け取るべき公開買付者親会社普通株式の数に1株未満の端数がある場合、一定の端数調整金を分配することになります。）を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本公開買付けへの応募又は本株式交換における税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

（注）本株式交換において公開買付者が対象者株主に対して交付する公開買付者親会社普通株式の帳簿価額が、公開買付者が取得する対象者株式の額として会社法施行規則第195条第5項で定める額を超えている場合をいいます。

2. 買付け等の概要

（1）対象者の概要

① 名 称	和光純薬工業株式会社	
② 所 在 地	大阪府中央区道修町三丁目1番2号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小島 伸三	
④ 事 業 内 容	試薬、化成品並びに臨床検査薬の製造・販売	
⑤ 資 本 金	2,339,560千円（平成28年9月30日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	大正11年（1922年）6月5日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成28年9月30日現在）	武田薬品工業	69.42%
	公開買付者	9.50%
	対象者従業員持株会	1.68%

	武田國男	0.49%
	伊勢久株式会社	0.47%
	百基株式会社	0.38%
	日本製薬	0.33%
	松川日出子	0.28%
	武田圭司	0.24%
	武田丞司	0.24%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、対象者株式 3,170,050 株（所有割合 14.82%）を所有しております。また、対象者は、富士フィルムホールディングス株式 39,146 株（富士フィルムホールディングスの第 121 期第 3 四半期報告書(平成 29 年 2 月 13 日提出)に記載された発行済株式総数(514,625,728 株)から当該四半期報告書に記載された富士フィルムホールディングスが所有する自己株式数(71,076,500 株)を控除した株式数(443,549,228 株)に対する割合 0.01%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有しております。	
人 的 関 係	公開買付者と対象者との間には人的関係はありません。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、公開買付者による対象者からの原材料の購入、及び公開買付者による対象者への製品等の販売に関する取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の関連当事者に該当しません。	

(注)「大株主及び持株比率（平成 28 年 9 月 30 日現在）」における持株比率の記載は、対象者第 144 期半期報告書と同様の記載にしております。なお、対象者本自己株式取得結果プレスリリースによれば、本自己株式取得として、対象者は平成 29 年 2 月 24 日に、対象者株式 11,277,012 株の取得を完了したとのことであり、また、武田薬品工業によれば、武田薬品工業及び日本製薬は、本自己株式取得に応募することにより、平成 29 年 2 月 24 日に、武田薬品工業は対象者株式 10,662,000 株を、日本製薬は対象者株式 50,000 株を、それぞれ対象者に譲渡したとのことです。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 28 年 12 月 15 日（木曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 29 年 2 月 27 日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 29 年 2 月 27 日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 2 月 27 日（月曜日）から平成 29 年 4 月 3 日（月曜日）まで（25 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、本公開買付期間は平成 29 年 4 月 10 日（月曜日）まで（30

営業日) となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、8,535円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者、対象者及び武田薬品工業グループから独立した公開買付者及び富士フイルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券に対して、対象者の株式価値の財務分析を依頼しました。なお、メリルリンチ日本証券は公開買付者、対象者及び武田薬品工業グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

メリルリンチ日本証券は、対象者株式の株式価値の各種評価手法を検討し、主要な評価手法として類似企業比較分析、類似取引比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用い、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に対象者株式の株式価値分析を行い、公開買付者及び富士フイルムホールディングスに対して平成28年12月15日付で対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を提出いたしました。また、公開買付者及び富士フイルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券から、平成28年12月15日付で、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

類似企業比較分析	5,304円から6,835円
類似取引比較分析	5,562円から9,113円
DCF分析	6,677円から12,372円

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために対象者と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析しました。

類似取引比較分析では、本取引と比較的類似する過去の買収案件における評価額と当該案件の対象企業の財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析しました。

DCF分析では、対象者から提供された対象者の平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に公開買付者及び富士フイルムホールディングスの経営陣がデュー・ディリジェンスの内容を踏まえた修正（本取引の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含みます。）を加えた上で作成し、メリルリンチ日本証券に提供した対象者の財務予測に基づき、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、対象者が生み出すと見込まれる平成29年3月期以降のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析しました。なお、メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスの指示に従い、DCF分析の前提として本自己株式取得が実施されることを考慮しておりません。

公開買付者は、本株式価値算定書の内容・分析結果に加え、本公開買付けによる対象者株式の取得の戦略的意義、対象者との間で創出されるシナジー、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、また、武田薬品工業との協議、交渉を踏まえ、最終的に平成28年12月15日に開催された公開買付者の取締役会において、対象者株式1株当たりの本公開買付価格を8,535円と決定しました。また、公開買付者

及び富士フィルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券より、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を同日に受領しています。

② 算定の経緯

（公開買付価格の決定に至る経緯）

公開買付者と対象者は、写真感光材料の生産に必要な発色剤等の化成品の供給等で長年に亘る取引関係があり、公開買付者が、昭和 35 年に公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的に対象者の増資を引き受けて資本提携をして以来、資本・事業の両面から強固な関係を維持してきました。

そのような中、公開買付者は、平成 28 年 7 月上旬、対象者の親会社である武田薬品工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から、武田薬品工業が所有する対象者株式の取得に対する関心の有無について打診を受けて検討を開始し、平成 28 年 7 月中旬、武田薬品工業が実施した入札プロセスに参加しました。その後、公開買付者は、平成 28 年 8 月下旬に第一次入札を通過したことから、平成 28 年 8 月下旬から同年 10 月中旬にかけて、対象者の経営陣との面談を含む本格的なデュー・ディリジェンスを実施し、対象者及び公開買付者双方の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略と諸施策の検討並びに武田薬品工業から示された応募契約案などの検討を進めてきました。かかる検討の結果、公開買付者は、長年に亘る公開買付者と対象者との資本関係・取引関係を基盤に、本取引を通じて、公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中心により一層強化し、また、さらなるシナジーの実現を目指すことが公開買付者と対象者双方の今後の飛躍的な成長に資するという認識に至り、平成 28 年 10 月下旬に武田薬品工業に対して、本公開買付価格や本自己株式取得の諸条件を含む本取引の諸条件を最終提案として提示しました。これを受け、武田薬品工業は、公開買付者を対象者株式譲渡先の最有力候補者と考えるに至ったとのことです。

平成 28 年 11 月上旬以降、公開買付者は、武田薬品工業との間で、本取引のスキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について協議・交渉を重ね、本応募契約のその他の条件についても合意したことから、公開買付者は、武田薬品工業とのこれまでの本取引に関する協議・検討を踏まえて、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、同日付で武田薬品工業との間で本応募契約を締結しました。また、武田薬品工業の平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株式の富士フィルム株式会社への譲渡について」によれば、武田薬品工業は現在、グローバル製薬企業として持続的な成長の実現に向け、重点疾患領域である「オンコロジー（がん）」「消化器系疾患領域」「中枢神経系疾患領域」及び「ワクチン」への研究開発資源の重点的な配分を通じてイノベーションを推進することで、革新的な新薬の創出を目指しているとのことであり、このような状況の下、武田薬品工業は、対象者の今後の事業発展を慎重に検討した結果、対象者と長年の資本関係・取引関係を有し、「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中長期的な成長の柱とする公開買付者のサポートの下、事業成長を加速していくことが対象者のより一層の発展に繋がると考え、公開買付者への対象者株式の譲渡を目的として、公開買付者との間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームは、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する対象者株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて対象者に提案しています。

本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に

従い、公開買付者は、本公開買付けを平成 29 年 2 月 27 日に開始します。

公開買付者は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び富士フィルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券に対し、対象者の株式価値の財務分析を依頼しました。

(ii) 当該意見の概要

メリルリンチ日本証券は、上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、類似企業比較分析、類似取引比較分析及びDCF分析の各手法を用いて、後記(注)に記載の前提条件その他一定の条件の下に対象者株式の株式価値算定を行い、公開買付者及び富士フィルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券から平成 28 年 12 月 15 日付で本株式価値算定書を取得し、また、同日付で、後記(注)に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

上記各手法において分析された対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

類似企業比較分析	5,304 円から 6,835 円
類似取引比較分析	5,562 円から 9,113 円
DCF 分析	6,677 円から 12,372 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、本株式価値算定書の内容・分析結果に加え、本公開買付けによる対象者株式の取得の戦略的意義、対象者との間で創出されるシナジー、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、また、武田薬品工業との協議、交渉を踏まえ、最終的に平成 28 年 12 月 15 日に開催された公開買付者の取締役会において、対象者株式 1 株当たりの本公開買付価格を 8,535 円と決定しました。また、公開買付者及び富士フィルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券より、後記(注)に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を同日に受領しています。

③ 算定機関との関係

公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー(算定機関)であるメリルリンチ日本証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(注) 上記のメリルリンチ日本証券の本株式価値算定書及び意見書は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの取締役会がその立場において本公開買付価格を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。当該意見は、本公開買付けにおける本公開買付価格に係る公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとっての財務的見地からの公正性に限定され、本取引又は本公開買付けに関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、本取引の形態、ストラクチャー等を含め本取引の条件その他の側面(当該意見書に明記される範囲における本公開買付価格を除く。)又は本自己株式取得若しくは本株式交換の条件(これらにおいて支払われる対価を含む。)について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、公開買付者にとり採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦

略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、本取引又はそれに関連する事項について、対象者の株主に対して本公開買付けに応募すること又はしないこと、対象者の株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本公開買付け価格との比較における公正性（財務的か否かを問わない。）について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において公開買付者親会社普通株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものでもありません。

当該意見書を作成し、その基礎となる評価分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、公開されている又は同社に対して提供され若しくは同社が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという公開買付者、富士フィルムホールディングス及び対象者の経営陣の表明に依拠しております。メリルリンチ日本証券は、対象者の経営陣が作成した対象者に関する財務予測（以下「対象者予測」といいます。）について、それが対象者の将来の業績に関する対象者の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの了解を得た上で、前提としております。メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣が作成した対象者に関する財務予測（以下「公開買付者—対象者予測」といいます。）、富士フィルムホールディングスの経営陣からメリルリンチ日本証券に対して提供され、又は同経営陣と同社との間で協議が行われた富士フィルムホールディングスに関する財務予測（以下「富士フィルムホールディングス予測」といいます。）並びに本取引から生じる費用削減及び収益増加の額及び時期に関する公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣による予想（以下「予想シナジー効果」といいます。）について、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、これらが対象者及び富士フィルムホールディングスの将来の業績並びにその他の事項に関する公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、公開買付者—対象者予測に反映された将来の業績の実現可能性に関する公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣の評価に基づき、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、当該意見書を作成し分析を行うにあたり公開買付者—対象者予測に依拠しております。メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、公開買付者による予想シナジー効果の実現可能性に関する公開買付者の経営陣の評価に依拠しており、また、それらが予想された額及び時期において実現する旨の表明を公開買付者及び富士フィルムホールディングスより受けており、またそのことを前提としています。当該意見書及び本株式価値算定書は、必然的に、（当該分析に別段の記載がある場合を除き）当該意見書の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づいています。当該意見書及び本株式価値算定書の日付以降に発生する事象が当該意見書及び本株式価値算定書の内容に影響を与える可能性があります。メリルリンチ日本証券は、当該意見書及び本株式価値算定書を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了解されています。

上述のとおり、上記のメリルリンチ日本証券による分析の記載は、同社が上記意見書に関連して公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、当該意見書に関連してメリルリンチ日本証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。そのような財務に関わる意見書の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、従って、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。メリルリンチ日本証券による分析は全体として考慮される必要があります。さらに、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、メリルリンチ日本証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは公開買付者、富士フィルムホールディングス、武田薬品工業及び対象者により制御できないものです。メリルリンチ日本証券による分析の基礎をなす対象者及び富士フィルムホールディングスの将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測又はメリルリンチ日本証券の分析が示唆する見通しと比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。メリルリンチ日本証券の分析は、本公開買付価格の財務的見地からの公正性についての分析の一環としてなされたものであり、上記意見書の提出に関連して公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会に対して提供されたものです。メリルリンチ日本証券の分析は、鑑定を意図したのではなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。従って、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが対象者の実際の価値に関するメリルリンチ日本証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。本公開買付価格は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、公開買付者、富士フィルムホールディングス、武田薬品工業及び対象者の交渉により決定されたものであり、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会により承認されたものです。本公開買付けを実施することの決定は、もっぱら公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会によってなされたものであり、メリルリンチ日本証券の意見及び本株式価値算定書は、上述のとおり、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会が本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会又は経営陣の本取引又は本公開買付価格についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

メリルリンチ日本証券は、対象者、公開買付者又は富士フィルムホールディングスの資産又は負債（偶発的なものか否かを問わない。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておりません。また、同社は、対象者、公開買付者又は富士フィルムホールディングスの財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる国、地域その他の法令の下でも、対象者、公開買付者又は富士フィルムホールディングスの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、本公開買付けが重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従い完了されること、及び本公開買付けに必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、対象者、公開買付者若しくは富士フィルムホールディングス又は本公開買付けが予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含む。）がないことを前提としております。なお、メリルリンチ日本証券は、当該意見書及び本株式価値算定書において、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、本自己株式取得の影響（本自己株式取得による対象者の財務状況又は資本構成への影響を含みます。）を考慮しておりません。さらに、メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、本応募契約の最終締結版が、同社が検討した本応募契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、本取引に関して公開買付者及び富士フィルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その全額が本公開買付けの完了を条件とする。）を受領します。また、公開買付者及び富士フィルムホールディングスは、同社の関与に関してメリルリンチ日本証券が負担する費用及び同社の関与から発生する一定の責任について同社に補償することを合意しています。

メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、その通常の業務の過程において、公開買付者、富士フィルムホールディングス及び対象者並びにそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含む。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投

資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、公開買付者及び/又は富士フィルムホールディングスに対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があります、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。さらに、メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、過去において対象者及び/又は武田薬品工業に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があります、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

メリルリンチ日本証券は、法律、会計又は税務に関連する助言は行っておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,215,538 (株)	12,547,242 (株)	— (株)

(注1) 買付予定数の下限(12,547,242株)は、本応募合意株式の合計数と同数です。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主により単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い本公開買付け期間中に対象者株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する対象者株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(18,215,538株)を記載しております。当該最大数は、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在における対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から、本日現在、公開買付者が所有する対象者株式の数(3,170,050株)及び対象者が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(18,215,538株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,170 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	21,385 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数 (平成28年9月30日現在)	32,403 個	

(注1) 対象者は、本公開買付けの開始の前提として、本公開買付け価格と同額で対象者株式を取得する本自己株式取得を行ったため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者に含めていますが、特別関係者である対象者が本日現在、所有する対象者株式11,956,732株は全て自己株式であり議決権はないため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個としております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者株式の単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、本自己株式取得により平成29年2月24日付で対象者が所有する対象者株式が増加しているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から本日現在対象者が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(21,385,588株)に係る議決権の数である21,385個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は1,000株です。)

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 155,469,616,830円

(注) 上記買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(18,215,538株)に、1株当たりの本公開買付価格(8,535円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成29年4月21日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成29年4月28日(金曜日)となります。

③ 決済の方法及び場所

本公開買付期間の終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方をいいます。以下同じです。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて(i)本公開買付期間の終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社から発行される株主の所有株式数等を証明する「株式残高通知書」(以下「所有株式数等証明書」といいます。)及び本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「その他応募書類」(所有株式数等証明書に記載されている株主名及び住所を記載の上、届出印を押印した(届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書(交付日から6ヶ月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。))を添付した)「株式名義書換請求書」をいいます。以下同じです。)を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、(ii)株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、(iii)名義書換が完了した応募株主等を対象として、前記「② 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開

買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」に不備があり、前記「② 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記(ii)の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」並びに「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な「所有株式数等証明書」は、本公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送することにより返還いたします(株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合でも、その他応募書類については返還いたしません。)。なお、対象者は、株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至キ及びフ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至ト並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が本公開買付期間中に、令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、本公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間の末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、本公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、本公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、それぞれ、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 29 年 2 月 27 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者平成 28 年 12 月プレスリリースによれば、対象者は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者平成 29 年 2 月プレスリリースによれば、対象者は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」並びに「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者本自己株式取得結果プレスリリースによれば、対象者は、平成 29 年 2 月 6 日開催の対象者の臨時株主総会における会社法第 156 条第 1 項に基づく自己株式の取得に係る承認決議及びその後の取締役会決議に従い、本自己株式取得として、平成 29 年 2 月 24 日に対象者株式 1 株につき本公開買付価格と同額の 8,535 円で、対象者株式 11,277,012 株を取得し、本日現在において、対象者が所有する自己株式数は 11,956,732 株となっているとのことです。

また、対象者平成 28 年 12 月プレスリリースによれば、対象者は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以 上